

2021年2月8日
LINE証券株式会社

決済益金の保証金への算入の開始と「LINE証券 信用取引ルール」等の一部改訂について

決済益金の保証金への算入の開始に伴い、「LINE証券 信用取引ルール」等を一部改訂いたしますのでお知らせいたします。

記

1.改訂日

2021年2月20日

2.改訂内容

これまで、反対売買により決済益が出た場合、受渡日より保証金の計算に算入されておりましたが、約定と同時に委託保証金の計算に算入するように変更いたします。

その他、信用取引ルールにお問い合わせの多い、引出余力減少に伴う不足金の発生についての項を追加いたしました。

あわせて、各書面内容の誤謬等の修正を行います。

3. 益金自動振替の開始に伴うお客様の影響について

本変更の実施のため、2021年2月20日にシステムリリースを実施いたします。

ただし、2月19日の決済益金は、2月19日夜間に行われる維持率・追証計算の本計算時は加味されず、2月20日のシステムリリース以降2月22日日中までに信用取引の注文または約定が成立した際に再計算され、信用新規買付余力に算入されます。

4.対象書面

信用取引の契約締結前交付書面

LINE証券 信用取引ルール

信用取引約款

書面の変更についての詳細につきましては次ページ以降の新旧対照表等をご参照ください。

改定後の書面は、改定日以降「ご利用ガイド」よりご覧ください。

以上

信用取引の契約締結前交付書面 新旧対照表

※改定箇所は下線

旧	新
<p>信用取引のリスクについて</p> <p>・信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりしたりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、不足額を<u>翌営業日の24時まで</u>に当社に差し入れていただく必要があります。</p> <p>別紙2 信用取引の基本的な流れ</p> <p>■信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、不足額を<u>翌営業日</u>までに当社に差し入れていただく必要があります。</p>	<p>信用取引のリスクについて</p> <p>・信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりしたりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、不足額を当社が<u>翌々営業日の12時（正午）</u>までに当社に差し入れていただく必要があります。</p> <p>別紙2 信用取引の基本的な流れ</p> <p>■信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、不足額を<u>翌々営業日12時（正午）</u>までに当社に差し入れていただく必要があります。</p>

LINE 証券 信用取引ルール 新旧対照表

※改定箇所は下線

旧	新
<p>1. 信用取引口座開設</p> <p>(1) 口座開設基準 (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「LINE 証券統合約款」に基づく当社の口座を開設していること ・(現行どおり) ・「信用取引約款」、「信用取引口座開設約諾書」、「PTS 信用取引に係る合意書」、「信用取引の契約手結前交付書面」及び当社信用取引ルールの内容をご確認いただいていること ・「信用取引口座開設約諾書」、「PTS 信用取引に係る合意書」を当社が定める方法により差入れいただけること ・連絡先電話番号を正確に登録し、緊急時に電話連絡が可能であること ・(現行どおり) ・信用取引口座を開設していないこと ・過去に金銭の授受等で当社との間で問題を生じていないこと <p>(2) 口座開設審査 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5. 委託保証金率</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 委託保証金の額 委託保証金の額は以下の通り計算します。 委託保証金の額 = 保証金現金の額 + 代用有価証券の額 - 評価損益 - 返済注文による損失額(確定損) - 諸経費</p>	<p>1. 信用取引口座開設</p> <p>(1) 口座開設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>信用取引約款に定める信用取引口座の開設基準をすべて満たしていること</u> (削除) ・(現行どおり) (削除) (削除) (削除) ・(現行どおり) ・<u>当社に既に信用取引口座を開設していないこと</u> (削除) <p>(2) 口座開設審査 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5. 委託保証金率</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 委託保証金の額 委託保証金の額は以下の通り計算します。 委託保証金の額 = 保証金現金の額 + 代用有価証券の額 - 評価損益 - 返済注文による損失額(確定損) <u>+ 返済注文による利益額(確定益)</u> - 諸経費</p>

<p>※評価損益とは、相場変動に基づく計算上の損失と利益を合計した値です。計算結果が利益となる場合は0となります。</p> <p>※諸経費とは、買い方金利、貸株料、品貸料（逆日歩）、管理費（税込み）、名義書換料（税込み）といった制度信用取引において必要となる費用の合計額です。</p> <p>6～11（現行どおり）</p> <p>12. 信用取引関連諸経費</p> <p>信用取引で発生する諸経費は以下の通りです。</p> <p>（1）、（2）（現行どおり）</p> <p>（3）品貸料（逆日歩）</p> <p>品貸料とは、貸借取引において貸株の量が融資の量を上回った場合に発生する超過（株不足）部分の調達に要した費用です。</p> <p>【計算方法】</p> <p>品貸料 = 品貸料の単価 × 売建（買建）株数</p> <p>※品貸料の単価は日本証券金融会社が発表します。</p> <p>※売建てをしているお客様から徴収し、買建てをしているお客様に支払います。</p> <p>※品貸料は売建玉の受渡日から弁済（返済）日までに複数回発生することもあり、その場合にはその合計額が徴収する金額となります。</p> <p>（4）、（5）（現行どおり）</p> <p>13～14（現行どおり）</p> <p>（新設）</p>	<p>※評価損益とは、相場変動に基づく計算上の損失と利益を合計した値です。計算結果が利益となる場合は0となります。</p> <p>※諸経費とは、買い方金利、貸株料、品貸料（逆日歩）、管理費（税込み）、名義書換料（税込み）といった制度信用取引において必要となる費用の合計額です。</p> <p><u>※返済注文による利益の額（確定益）には、お客様がお受け取りになる費用（買い方の逆日歩など）は含まれません。また、特定口座源泉徴収ありの口座の場合、概算譲渡益税額分は控除された額となります。</u></p> <p>6～11（現行どおり）</p> <p>12. 信用取引関連諸経費</p> <p>信用取引で発生する諸経費は以下の通りです。</p> <p>（1）、（2）（現行どおり）</p> <p>（3）品貸料（逆日歩）</p> <p>品貸料とは、貸借取引において貸株の量が融資の量を上回った場合に発生する超過（株不足）部分の調達に要した費用です。</p> <p>【計算方法】</p> <p>品貸料 = 品貸料の単価 × 売建（買建）株数</p> <p>※品貸料の単価は日本証券金融株式会社が発表します。</p> <p>※売建てをしているお客様から徴収し、買建てをしているお客様に支払います。</p> <p>※品貸料は売建玉の受渡日から弁済（返済）日までに複数回発生することもあり、その場合にはその合計額が徴収する金額となります。</p> <p>（4）、（5）（現行どおり）</p> <p>13～14（現行どおり）</p> <p>15. 引出余力減少による不足金の発生について</p>
--	---

<p>15. その他 (現行どおり)</p>	<p>て</p> <p><u>現物株式または投資信託などのお買付け、または LINE Pay 出金や振込出金をされた場合等において、信用取引の建玉がある場合、その受渡日の前営業日夜間に計算した引出余力によっては、受渡日に不足金が発生する場合があります。</u></p> <p><u>お客様からお預かりしている預り金は、信用口座を開設している場合すべて信用保証金として管理されているため、信用保証金から引出を行う場合原則維持率 33%以上の部分についてのみ引出が可能です。(増担保銘柄等の建玉がある場合は異なります。)</u></p> <p><u>そのため、注文時や出金指示以降に評価損の拡大等により維持率が低下し、引出余力が減少すると、信用保証金から受渡金額または出金額の全額または一部の引出ができない場合がございます。</u></p> <p><u>この場合、当日着金(15時までの入金が必要で、また LINE Pay 入金では解消できません。)で不足する額を入金いただく必要があります。当該入金のお知らせについては、不足金として通知されますので、「9. 不足金」をご確認ください。</u></p> <p>16. その他 (現行どおり)</p>
----------------------------	--

信用取引約款 新旧対照表

※改定箇所は下線

旧	新
<p>第1条～第8条（現行どおり）</p> <p>第7条（委託保証金） 1、2（現行どおり） 3. 反対売買による利益が生じた場合、決済日に当該利益額を委託保証金として差し入れるものとします。</p> <p>4.（現行どおり）</p> <p>第8条（現行どおり）</p> <p>第9条（委託保証金率・最低維持率） 1、2（現行どおり） 3.委託保証金の最低維持率は 30%とします。お客様の委託保証金の維持率が最低維持率を下回った場合、お客様は翌営業日の 24:00 までに維持率が 30%に戻るまでの追加保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず差し入れるものとします。</p> <p>4～6（現行どおり）</p> <p>第10条～第25条（現行どおり）</p>	<p>第1条～第8条（現行どおり）</p> <p>第7条（委託保証金） 1、2（現行どおり） 3. 反対売買による利益が生じた場合、決済日に当該利益額を委託保証金として差し入れるものとします。<u>計算上は、当該反対売買を行った日から当該利益額の差入れを受けたものとみなして、委託保証金の額に加算いたします。</u></p> <p>4.（現行どおり）</p> <p>第8条（現行どおり）</p> <p>第9条（委託保証金率・最低維持率） 1、2（現行どおり） 3.委託保証金の最低維持率は 30%とします。お客様の委託保証金の維持率が最低維持率を下回った場合、お客様は翌々営業日の 12時(正午) までに維持率が 30%に戻るまでの追加保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず差し入れるものとします。</p> <p>4～6（現行どおり）</p> <p>第10条～第25条（現行どおり）</p>